

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

菅谷寄居線	路線名
深谷市荒川字原宿八一番地先から 同市荒川字原宿八二番地先まで	供用開始の区間
平成二十九年三月十四日	供用開始の期日
平成二十四年三月二十三日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九・三八メートル	備考